

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの基本方針として、迅速な意思決定及び経営効率の追求、経営責任の明確化、経営の透明性及びコンプライアンス体制の充実、監査役による取締役の業務執行状況に対する監査機能の強化、リスク管理思想の具現化の5つを掲げております。
この経営姿勢を貫くことによって、株主をはじめとする全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を獲得し、長期的に企業価値を高め、持続的な成長を可能にすると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社では、各原則のうち2項目について、現時点では一部未実施・検討中となりますが、下記のとおり取組みを行っております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

独立社外取締役は現在2名であり、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されており、取締役会において指名・報酬等についても、十分な議論が行われております。任意の指名・報酬委員会の設置は今後、検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。

http://www.monogatari.co.jp/ir/c_g.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 佳雄	501,410	8.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	470,800	7.82
小林 雄祐	264,800	4.40
小林 早苗	235,140	3.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	204,400	3.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人香港上海銀行東京支店)	158,000	2.62
青山商事株式会社	148,000	2.46
豊橋信用金庫	110,000	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	107,400	1.78
小林 洋平	103,635	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒石 明邦	他の会社の出身者											
笠原 盛泰	他の会社の出身者											
西川 幸孝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒石 明邦		2013年9月まで当社取引先金融機関である豊橋信用金庫の非常勤の顧問として勤務しておりました。	信用金庫の理事等を歴任し、その業務を通じて幅広い知識・経験等を有しており、客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行を監督するために選任しております。 なお、同氏の略歴にある豊橋信用金庫は、当社の大株主かつ主要な借入先ではありますが、それ以外に特別な利害関係は有せず、客観的な立場から経営監視を行っております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 政博	○	1999年まで当社取引先金融機関である東海銀行(現 三菱東京UFJ銀行)の業務執行者として勤務しておりました。	長年にわたる銀行業務及び企業経営の経験により経営全般に優れた見識を有しており、経営管理・リスク管理の観点から監視機能を確保するために選任しております。 【独立役員選任理由】 同氏は当社取引先金融機関の出身者ですが、既に退職後19年が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にはありません。出身会社である株式会社三菱UFJ銀行と当社の関係については、同行は当社株式を10%以上所有する主要株主に該当せず、また同行からの借入金は、借入金全体の30.4%程度を占めているものの、金融機関からの借入は総資産の4.9%程度であり借入への依存度が低いこと、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っていることから、同行の意向が著しく当社に影響を及ぼすことはありません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
岩田 元	○	岩田元氏の配偶者が当社従業員でありましたが、2017年12月に退職しております。	税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、豊富な経験に基づく税務・会計処理等の適正性に関する監視機能を確保するために社外監査役に選任をしております。 【独立役員選任理由】 税理士法人タックスワン中部の税理士を兼務しておりますが、当社と税理士法人タックスワン中部との間に特別の関係はありません。また、同氏の配偶者が当社従業員でありましたが、2017年12月に退職しております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員と指定しております。
天城 武治	○	1999年まで当社会計監査人である監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)の業務執行者として勤務しておりました。	公認会計士として会計事務所での業務を通じて培われた幅広い知識・経験等を有しており、当社グループの財務面、またコンプライアンス体制や内部統制に関する監視機能を確保するために社外監査役として選任をしております。 【独立役員選任理由】 当社会計監査人の出身者ですが、既に退職後19年が経過しており出身会社の意向に影響される立場にはありません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

今村 泰也	○	該当事項はありません。	事業会社において管理部門、監査部門、企業経営等の豊富な経験により、経営全般に優れた見識を有しており、その知識・経験を当社グループの経営管理、リスク管理の観点からの監視機能の強化に活かしていただきたく、社外監査役として選任しております。 【独立役員選任理由】 一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	-------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針は特に設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、株式会社東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額24,000千円以内の範囲で割り当てることとしております。
また、当社の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値のより一層の増大に資することを目的として、新株予約権の付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

貢献度の高い取締役及び従業員に対して、新株予約権の付与、及び新株引受権付社債の発行を行っております。これは士気の向上及び、業績向上に対する意欲を一層高めるためであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成30年6月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役に対する報酬 210,150千円
監査役に対する報酬 24,711千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、資料の事前配布を行うとともに、特に重要な取締役会付議事項について事前説明を行っています。
社外監査役については、必要に応じて内部監査室が対応しております。また、監査役会の開催によって、常勤監査役から非常勤監査役に対しての情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行・監視の仕組み

当社は取締役の職務執行が、効率的に行われることを確保する体制として、定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、重要事項を意思決定するとともに職務執行状況を監督します。

また、常勤役員からなる経営会議を原則週1回開催し、個別の経営課題を実務的な観点から協議し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を補完します。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄組織の内部監査室(人員5名)を設置して、社長の承認を得た年間の監査計画書に基づき、各店舗へは臨店調査を主体に、資産管理・労務管理・衛生管理・現金管理等の規程に定められた業務に関して、各部門へは社内処理手続(規程)・法令等遵守の状況について内部監査を実施しており、業務の改善に向け助言・勧告を行っております。また、監査結果については監査報告書を作成し、役員及び被監査部門の長に報告するとともに、被監査部門からは改善計画書の提出を求め、適正な改善がなされているかどうか適時フォローアップする体制をとっております。

監査役は、取締役の職務執行状況の監査、内部監査部門の監査の同行により法規範、公共への奉仕、経営能率等の見地から会社の意思決定と職務執行が合理的であるかを監査しております。監査結果については監査報告書を作成し、監査役会、会長、社長及び経営会議に報告しております。また、監査役会と会計監査人とは四半期に1回の定期会合と、必要に応じて随時情報及び意見の交換を行っております。

3. 会計監査の状況

公認会計士による監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、会計監査を期末に偏ることなく期中においても定期的に受けております。なお、当連結会計年度における監査の体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士 谷津良明、後藤泰彦

(注)継続監査年数については、いずれも7年以内のため記載を省略しております。

監査業務に関わる補助者:公認会計士 8名、その他 13名

4. 役員報酬の決定

個別報酬額の決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役報酬等は取締役会で、監査役報酬等は監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、本書提出日現在、社外取締役3名を含む取締役10名で構成しており、定例取締役会を1ヶ月に1回、また必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項の他、経営の基本方針・計画に関する重要事項の決定、月次・年次決算関係についての報告等を行っております。

当社は、経営の意思決定・監督機能の強化及び透明性の向上を図るため、社外取締役を選任・配置しております。社外取締役の設置は、経営に関する幅広い知識・経験を有する人材が経営の専門家として客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行を監督することを目的とするものであります。

監査役会は、本書提出日現在、監査役4名全員が社外監査役として、客観性、中立性を確保し、職務執行状況を監査できる体制を整えております。また取締役会の他、経営会議、その他重要な会議にも出席し、監査役の立場から自由に意見を述べると共に、取締役の職務執行状況を監査しており、経営管理の実効性の観点からも十分に機能しているものと判断しております。

業務執行に際しましては、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のために、経営会議を運営しております。経営会議は、経営幹部(常勤取締役、執行役員、本部長及び事業部長)による協議の場であり、原則として週1回行われております。取締役会上程事項を含め、重要な事項等について協議しております。なお、必要に応じて経営幹部以外の参加が必要と認められた者も参加しております。

執行役員制度につきましては、「経営の重要事項の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離することで、責任の明確化と経営の公正性、透明性の向上を図り、さらに取締役会の機能強化と業務の迅速化及び効率化を図ることを目的としております。

また、社内のさらなる法令遵守、内部統制システムの整備の推進、リスク管理体制の整備の推進、企業倫理の徹底を目指すため、「内部統制推進委員会」を設置しております。

以上の経営執行の体制に、監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、当体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が6月のため、一般的に言われる集中日に株主総会を設定することは無いと判断しております。
その他	招集通知発送日の2日前に証券取引所及び当社ウェブサイトに招集通知のPDFファイルを掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、決算終了後を、個人投資家向けの説明会開催タイミングと考え、定期的な説明会を実施する方針であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、決算及び中間決算終了後を、アナリスト・機関投資家向けの説明会開催タイミングと考え、定期的な説明会を実施する方針であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIR資料を設置する場所を設け、プレスリリース、決算短信、月次情報、決算説明会資料などを随時掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しましては、成長戦略室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社はレストランチェーンの直営による経営並びにフランチャイズ・チェーン展開を主な事業内容としております。それゆえ、食品衛生法等の遵守すべき法律も多く、食中毒や火災等の損失の危険も予測されます。このような事業特性の元で、健全で持続的な発展をする為に内部統制システムを整備し、適切に運用することは経営上の重要課題であると考えております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制の整備及び運用の基本方針として、平成27年7月13日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決定しております。

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために「コンプライアンス規程」を定め、その運用と徹底に努めております。また業務分掌規程、職務権限規程、組織規程により取締役及び使用人の職務及び決裁権限内容に基づき、常時取締役及び使用人が閲覧できるよう開示し、業務の執行が定款に適合し行われる体制を確保します。

また、社内におけるコンプライアンスや内部管理統制の適切性・有効性を検証し、問題点の把握に努め、その対策を具体化するために、社長を委員長とする内部統制推進委員会を2ヶ月に1回開催し、内部統制全般の整備と運用を行なっております。そして、当社の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、監査役による監査や、社長直轄の内部監査室による各部門に対する内部監査を定期的の実施しております。

さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「企業倫理憲章」「コンプライアンス規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関わりを遮断することを規定しており、「暴力団等反社会的勢力の排除及び不当要求対応マニュアル」を策定し、反社会的勢力との関係遮断について明記するとともに、反社会的勢力の排除のための管理体制を以下のとおり整備しております。

a. 対応部署及び対策委員会の設置

当社は反社会的勢力の対応部署を総務部とし、総務部長が責任者となり反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを行います。また、総務部長は必要に応じて管理本部部長の承認を得た上で、適正な人材(社内・社外を問わず)を指名し、臨時に反社会的勢力対策委員会を設置し、反社会的勢力への対応を行います。

b. 店舗における反社会的勢力に対する対応

店舗において一次対応責任者は店長(不在時は次席社員)としております。また、留意事項に基づき、口頭による緊急報告を手順に従い実施するとともに、「暴力団等反社会的勢力との対応報告書」を作成し対応内容を文書化することとしております。

c. 外部専門機関との連携状況

総務部を中心として、所轄の警察署、暴力追放県民会議、弁護士等と緊密に連携しております。

d. 取引先の調査

新規取引先に対しては「新規取引業者対応マニュアル」に準じて「反社会的勢力調査」を事前に実施する仕組みを導入しております。既存取引先に対しては、年1回「反社会的勢力調査」を実施することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

